

第29回 玉村町農業委員会 (部会)

事務局長：ただ今から、第29回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
今は立冬、早いものでお正月が近づいてきました。

事務局長：ありがとうございました。  
それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。  
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号については農地法第3条の許可申請なので本会議で審議しますが、  
番号2の案件については現在耕作中の農地の管理が不適切な可能性がありますので、  
本会議での審議の材料として、譲受人の耕作地及び申請地を部会で確認しに  
いきたいと思っております。現地確認した結果は、本会議で報告し、それを踏まえて審議  
していただければと思っております。

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

<質疑応答>

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長：現地確認お疲れさまでした。

議案第1号 番号2については、本会議の際に部会の意見を求められた場  
合に、各委員が現地を見た状況をお話してください。

第 29 回 玉村町農業委員会 （本会議）

事務局長：ただ今から、第 29 回玉村町農業委員会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
夏から急に冬になった。山や平地でも鳥獣による問題が出ている。

事務局長：ありがとうございました。  
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は 11 名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人です  
が、  
今回は 1 番委員 3 番委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。  
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

事務局：番号 1 令和 7 年 10 月 9 日受付  
この申請は贈与による所有権移転の申請です。

<議案第 1 号番号 1 の内容について説明>

以上で番号 1 の説明を終了します。

議 長：それでは、議案第 1 号 番号 1 について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のと  
おり **許可** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号 1 は原案のとおり **許可** と決定いたします。

議 長：次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：番号2 令和7年10月20日受付  
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第1号番号2の内容について説明>

以上で番号2の説明を終了します。

議長：それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長：部会で現地確認を行ったところ、ユンボ等で管理している様子であったが、まだ途中の段階と見れる状況でした。

議長：それでは、番号2について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員1：もう少し様子を見る必要があるのではないかと？

委員2：田んぼをやれる状況ではないということか？

事務局：委員の主観でよいのかと思います。

その他、ご意見ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2については 保留  
とすることに賛成の方は挙手願います。  
全員賛成ということで、番号2は 保留 と決定いたします。

会長：今回は保留とし、次回の会議までに管理状況を確認後の判断としたい。

議長：次に、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：番号3 令和7年10月20日受付  
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第1号番号3の内容について説明>

以上で番号3の説明を終了します。

議長：それでは、番号3について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員 1：3条の要件は誰でもよいのか？

事務局：令和4年度から、5反要件はなくなっています。

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり **許可** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号3は原案のとおり **許可** と決定いたします。

議長：次に、番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：番号4 令和7年10月20日受付  
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第1号番号4の内容について説明>

以上で番号4の説明を終了します。

議長：それでは、番号4について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり **許可** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号4は原案のとおり **許可** と決定いたします。

議長：次に、議案第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第3号 玉村町農業施策に関する意見書について説明します。

<意見書案について説明>

昨年との変更点

- ・病虫害防除に対する支援について を追加
- ・農業用大型機械導入の支援について を追加
- ・新規需要米等への支援について を削除

議 長 : それでは、議案第3号 玉村町農業施策に関する意見書について、ご意見を  
お願いいたします。この意見書はここで内容を精査し完成させた後、玉  
村町農業委員会の意見書として町に提出いたします

<意見書について協議>

議 長 : それでは意見が出た部分を修正し11月18日(火)に町長に提出します。  
提出は私と副会長2名で行いますので、副会長は18日の14時でご予定  
をお願いいたします。

事務局 : ここで、参考までに昨年の意見書に基づき、町で行った事業について報告の  
形で説明させていただきます。

<別紙資料について説明>

ご質問があればお願いいたします。

<質疑応答>

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況につい  
ては、相続で3件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○次年度の農業委員選出について  
○芝根小とのたまねぎ定植について

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。  
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。